

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和7年9月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 中条ショッピングセンター
所在地 胎内市野中下江下347-4 外
設置者 株式会社ウオロク 他3者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
公告日 令和7年4月30日
- 3 意見の概要
 - (1) 胎内市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和7年9月12日から令和7年10月12日まで